

## 「資料 政・経 2016」

## 追 録

2016年9月5日発行

東 学 (株)

|                         |   |
|-------------------------|---|
| ① 2016年のおもな出来事          | 1 |
| ② 第24回参議院選挙             | 2 |
| ③ 衆院選挙改革, 定数465に        | 4 |
| ④ イギリスがEU離脱を決定          | 5 |
| ⑤ 2016(平成28)年度一般会計歳入・歳出 | 6 |
| ⑥ 天皇陛下, 生前退位(譲位)の意向     | 7 |
| ⑦ 伊勢志摩サミット              | 8 |
| ⑧ 南シナ海, 初の国際司法判断        | 8 |
| ● 訂正のお知らせ               | 8 |

## ① 2016年のおもな出来事

( )内は追録のページ

| 月 日    | こ と が ら                                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1月 4日  | 第190回通常国会召集                                                                             |
| 〃      | マイナンバー制度が開始                                                                             |
| 16日    | 中華民国総統選挙の結果, 民進党の蔡英文が初当選を果たし, 台湾初の女性総統が誕生                                               |
| 20日    | 総額3.3兆円の2015年度補正予算が可決・成立                                                                |
| 29日    | 日本銀行は「金融政策決定会合」において, 新たな追加金融緩和策として, 銀行などの金融機関が日銀に新たに預けるお金の一部に年0.1%の手数料を課す「マイナス金利」の導入を決定 |
| 〃      | 関西電力の高浜原子力発電所(福井県)の3号機が再稼働                                                              |
| 2月 4日  | 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)署名                                                                    |
| 7日     | 北朝鮮が長距離弾道ミサイルを発射し, 沖縄県地方の上空を通過                                                          |
| 12日    | カトリックローマ法王とロシア正教会総主教が約1000年ぶりの歴史的会談                                                     |
| 3月 20日 | アメリカ合衆国大統領バラク・オバマが現職大統領として88年ぶりにキューバを訪問                                                 |
| 22日    | ブリュッセル(ベルギー)で爆発テロ事件が発生                                                                  |
| 26日    | 北海道新幹線新青森駅〜新函館北斗駅間開業                                                                    |
| 27日    | 民主, 維新の党などが合併した新党「民進党」結党大会が開催                                                           |
| 29日    | 平和安全法制が施行                                                                               |
| 4月 1日  | 改正電気事業法が施行され電力完全自由化                                                                     |
| 6日     | 事前に決められた投票所以外でも投票可能な「共通投票所」を鉄道駅の構内やショッピングセンターなどに設置できることなどを盛り込んだ改正公職選挙法が可決・成立            |
| 14日    | 熊本県にてマグニチュード(M) 6.5の地震が発生                                                               |
| 16日    | 熊本県にてM7.3の地震が発生                                                                         |
| 20日    | 三菱自動車工業が軽自動車の燃費試験でデータを不正操作していたことが発覚                                                     |
| 22日    | 名古屋飛行場(愛知県)にて, 国産エンジン搭載の先端技術実証機X-2(心神)が初飛行に成功                                           |
| 5月 17日 | 熊本地震の復旧復興に7,780億円を充てることなどを柱とした補正予算案が参議院で可決・成立                                           |

| 月 日    | こ と が ら                                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5月 17日 | 衆議院の選挙制度改革の公職選挙法改正案が成立。議員定数が小選挙区で0増6減, 比例代表で0増4減される。また, 2020年の国勢調査以降, 議席配分方式に新しくアダムズ方式が導入される(p.4) |
| 26日    | 三重県志摩市にて第42回先進国首脳会議(伊勢志摩サミット)が開催(p.8)                                                             |
| 27日    | アメリカ合衆国のオバマ大統領が現職大統領として初めて広島市を訪問                                                                  |
| 31日    | 衆議院本会議で民進, 共産, 社民, 生活の野党4党により内閣不信任案が共同提出されたが, 自民, 公明, おおさか維新の会などの反対多数で否決                          |
| 6月 14日 | JTBがもつ約800万人の個人情報流出                                                                               |
| 15日    | 東京都の舛添要一知事は, 政治資金の私的流用疑惑などを理由に辞表を提出                                                               |
| 23日    | 欧州連合(EU)からの離脱の是非を問うイギリスの国民投票が行われ, EU 離脱支持票が過半数を超えた(p.5)                                           |
| 7月 1日  | バングラデシュの首都ダッカで銃撃テロ事件。日本人7人を含む人質20人が死亡                                                             |
| 10日    | 第24回参議院議員通常選挙。自民, 公明の連立与党は合計70議席(自民56・公明14)を獲得し勝利。この選挙から公職選挙法改正により18歳以上が投票可能に(p.2-3)              |
| 12日    | フィリピンが「中国が主張する南シナ海での主権や権益は国際法違反」と訴えた国際仲裁裁判所の判決で, 中国の権利を認めない判断                                     |
| 13日    | 天皇陛下が生前退位(譲位)の意向を示されていることをNHKが報道(p.7)                                                             |
| 〃      | イギリスでデーヴィッド・キャメロンが辞任し, 第76代首相にテリーザ・メイが就任                                                          |
| 15日    | トルコで軍の一部によるクーデターが発生, 未遂ながら200人を超える死者                                                              |
| 17日    | 国立西洋美術館が世界文化遺産に登録決定                                                                               |
| 31日    | 東京都知事選で小池百合子元環境大臣が当選                                                                              |
| 8月 3日  | 第3次安倍第2次改造内閣が発足                                                                                   |
| 〃      | 北朝鮮が発射した中距離弾道ミサイルが秋田県の西約250キロの排他的経済水域(EEZ)に落下                                                     |
| 5日     | 第31回夏季オリンピック(リオデジャネイロ)が開幕                                                                         |
| 8日     | 天皇陛下が「お気持ち」を表明(p.7)                                                                               |
| 24日    | 北朝鮮が日本海に向け潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)を発射                                                                    |

## ② 第24回参議院選挙

第24回参院選は7月10日投開票が行われ、自民党と公明党の与党、改憲に前向きなおおさか維新の会、日本のこころを大切にしたい党と同調する無所属議員ら改憲勢力が、非改選を含めて改憲の発議に必要な3分の2以上(162議席)の議席を獲得した。在任中の改憲を目指す安倍首相は今後、与野党と具体的な改憲項目を絞り込む議論を進める方針。

民進、共産、社民、生活の野党4党は、改憲4党に3分の2以上の議席を与えるのを阻止すると主張。32の1人区すべてで統一候補を擁立し、11勝をあげた。共闘野党は安全保障関連法の廃止や格差を是正するためとしてアベノミクスの転換も訴えた。

32の1人区のうち野党統一候補が岩手と山形、新潟、沖縄で当選したが、全体として自民を上回る議席は得られなかった。

1人区のうち民進は宮城や福島、山梨、長野、三重など七つの選挙区で議席を獲得。複数区のア知と東京では2議席を占めたが改選43議席に届かなかった。

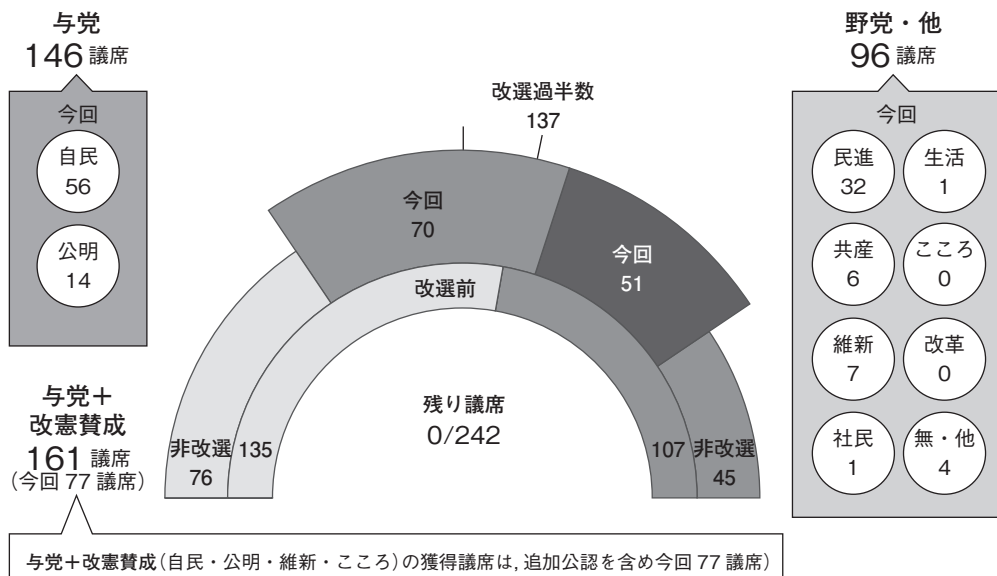
共産は東京で議席を得るなど、改選3議席を上回った。社民は比例代表で1議席を得た。今回の参院選は71年ぶりに選挙権年齢が拡大され、18、19歳が投票権を得て初の国政選挙。くらし・アベノミ



クス、安保法制、原発、憲法が主な争点になった。

安倍首相は今後の改憲論議について「今回の選挙で改憲の是非が問われたわけではない。どの条文をどう変えていくか、憲法審査会で議論していく。いかに与野党で合意をつくっていくかだ」と述べ、衆参両院の憲法審査会で秋から議論を進めていく考えを表明した。  
(『東京新聞』2016.7.11)

### ●獲得議席数



## ◆改憲の実現性は

安倍首相の党総裁任期は、党規約の改定がなければ2018年9月まで。在任中の改憲には、2年余しか残されていない。

改憲には「改憲原案」をまとめ、国会に提出する必要がある。国民投票は、衆参両院の本会議で3分の2以上の賛成で原案を可決した後に発議し、60～180日以内に行われる。実際に発議されれば初の国民投票となるだけに、「国民投票には発議から180日は当然必要だろう」（国会関係者）との見方が強い。

国民投票までに6カ月間程度が必要となれば、首相が目指す在任中の改憲には2018年春までには国会発議しないといけない。今秋から1年半程度の間、改憲論議を始めて原案をまとめ、衆参両院の憲法審査会で与野党の議論を終える必要がある。

改憲原案として、どういう項目を絞り込むかも難題だ。「国防軍」創設などをうたう改憲草案を持つ自民党と首相が目指す改憲の「本丸」は9条といえる。

だが公明党の山口代表は、安全保障関連法の成立を理由に「当面9条の改正は必要ない」と明言。おおさか維新の会の馬場伸幸幹事長も「9条の改正は求めている」と述べ、最初の改憲対象に9条が挙がる可能性はないとみられる。

## ◆18歳選挙権の影響は

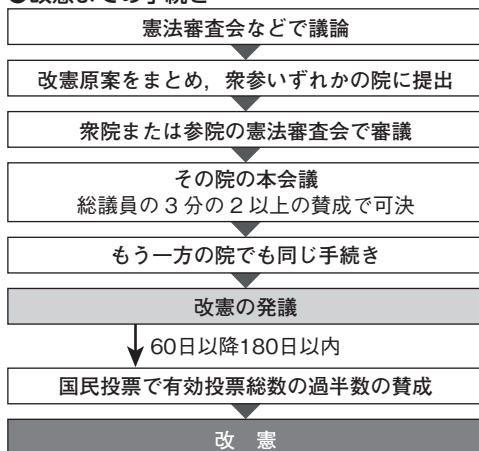
総務省は11日、参院選で新たに有権者となった18歳と19歳の投票率（選挙区）に関し、一部の市区町村を抽出して調査した結果、45.45%だったと発表した。全体の投票率54.70%を9.25ポイント下回った。年齢別では、18歳は51.17%、19歳は39.66%で、19歳に比べると18歳の投票率が高いことが目立つ。

70年ぶりに選挙権年齢が引き下げられてから初めての国政選挙で、政府は全高校生に副教材を配布するなど主権者教育や啓発に力を入

れてきた。各政党も18歳選挙権を意識した公約を掲げたり、若者向けのイベントを開いたりしてきたが、浸透は不十分で、高投票率には結び付かなかった。

ただ、過去の参院選では若年層の低投票率傾向が顕著だった。前回2013年参院選の20代の投票率（抽出調査）33.37%と比較すると、今回の18歳の投票率は約18ポイントも高い。18歳の有権者の中には高校生もおり、一定程度の教育効果や政治参加への

## ●改憲までの手続き



首相は公明党の賛同を得なければ、衆参両院で3分の2以上の勢力を確保できない。公明党の協力を得られ、国民投票で理解を求めやすい内容が、当面の改憲対象として議論になる。大規模災害時の緊急事態条項の新設や、公明党が挙げる「環境権」の追加などが検討対象に挙がっている。

〔『東京新聞』2016. 7. 11〕

●第24回 参議院議員通常選挙年齢別投票者数調(18歳・19歳)  
(速報)

| 年齢（歳） | 有権者数（人） |       |        | 投票者数（人） |       |       | 投票率（%） |       |       |
|-------|---------|-------|--------|---------|-------|-------|--------|-------|-------|
|       | 男       | 女     | 計      | 男       | 女     | 計     | 男      | 女     | 計     |
| 18    | 2,968   | 2,811 | 5,779  | 1,467   | 1,490 | 2,957 | 49.43  | 53.01 | 51.17 |
| 19    | 2,911   | 2,790 | 5,701  | 1,086   | 1,175 | 2,261 | 37.31  | 42.11 | 39.66 |
| 計     | 5,879   | 5,601 | 11,480 | 2,553   | 2,665 | 5,218 | 43.43  | 47.58 | 45.45 |

1 全国47,905投票区の中から、187投票区（46都道府県×4投票区。沖縄県のみ3投票区）を抽出し、抽出された投票区について男女別及び18歳、19歳の年齢別に投票率を調査。投票区の抽出方法は次のとおり。

（1）各都道府県から標準的な投票率を示している1市1区1町1村を抽出（区が存在しない県は市を2か所、村が存在しない県は町を2か所抽出）。

（2）抽出された各市区町村において標準的な投票率を示している投票区を1か所ずつ抽出。なお、上記抽出の結果、187投票区の内訳は、東京都特別区1か所、政令市の行政区15か所、市77か所、町61か所、村33か所。

2 年齢は、平成28年7月10日現在の満年齢。

3 投票者数は、抽出した投票区の区域内の選挙人のうち選挙区選挙の投票を行った者の数であり、共通投票所で投票を行った者並びに期日前投票及び不在者投票を行った者の数を含む。（総務省資料）

関心の高まりがあったとみられる。

18歳選挙権を巡っては、学校現場の対応の在り方などに課題が残った。愛媛県立の全高校が、政治活動に参加する生徒に学校への事前届け出を義務化するなど、自由な活動が制限されかねないケースもあった。専門家からは「若者の手足を縛るようなことを許してはならない」との意見が出ている。

〔『東京新聞』2016. 7. 12〕

### ③ 衆院選挙改革, 定数465に

衆院議員定数の10削減と併せて「1票の格差」も是正する衆院選挙制度改革関連法が5月20日の参院本会議で可決、成立した。新定数の465は戦後最少。小選挙区「0増6減」、比例代表「0増4減」を先行して実施し、2020年の大規模国勢調査後に人口比を反映させやすい新たな定数配分方法「アダムズ方式」を導入する。同方式の適用は22年以降となる見通し。

小選挙区0増6減では、青森、岩手、三重、奈良、熊本、鹿児島県の6県で1ずつ削減。また、選挙区間の格差を2倍未満に抑えるため、各都道府県内の区割りも見直す。衆院議員選挙区画定審議会(区割り審)で具体的な線引き作業を行った上で、公職選挙法を改正する必要があるため、0増6減の適用は1年以上先となる見込みだ。それまでに衆院が解散された場合、現行の定数(475)と区割りの下で選挙が行われる。

比例代表については、東北、北陸信越、近畿、九州の各ブロックで定数を1ずつ削減する。

アダムズ方式の導入は、衆院議長の諮問機関の答申に基づく抜本的な格差是正措置。20年国勢調査の結果が21年にまとまり、これに従って小選挙区の区割り見直しなどが約1年かけて行われるため、同方式の適用は、早くても22年となる。

衆院定数削減は、12年の衆院解散の際に自民、公明、旧民主の3党が合意。1票の格差をめぐっては、最高裁が直近3回の衆院選を「違憲状態」と指摘し、国会側は是正を促していた。改革法は自公両党が提出。自民党内には、アダムズ方式に批判的な意見も根強く、付則に「不断の見直しを行う」と明記し、将来の修正に含みを残した。

(『時事通信』2016. 5. 20)

#### アダムズ方式

アダムズ方式とは、人口に比例して議員定数を配分する方法の一つで、米国第6代大統領アダムズ氏が提唱したとされます。衆院小選挙区の場合、各都道府県の人口を「同一の数字」で割り、都道府県ごとの定数の合計が小選挙区の総定数と一致するよう「同一の数字」を調整する方式です。他の方式より「1票の格差」が小さいとされています。

(『読売新聞』2016. 3. 3)

#### ●新たな衆院定数

小選挙区・0増6減  
(295→289)

青 森 4→3

岩 手 4→3

奈 良 4→3

三 重 5→4

熊 本 5→4

鹿児島 5→4

比例代表・0増4減 (180→176)

| ブロック | 現行 | → | 新定数 |
|------|----|---|-----|
| 東 北  | 14 | → | 13  |
| 北陸信越 | 11 | → | 10  |
| 近 畿  | 29 | → | 28  |
| 九 州  | 21 | → | 20  |

#### ●選挙制度改革の流れ

2016年5月 改正公職選挙法が成立

約半年

区割り審が格差2倍以内の新たな区割りを検討し、政府に勧告

17年  
通常国会

再び公選法改正案を提出、成立

1か月

周知期間を経て施行へ

夏ごろ

小選挙区0増6減、  
比例0増4減

第1段階

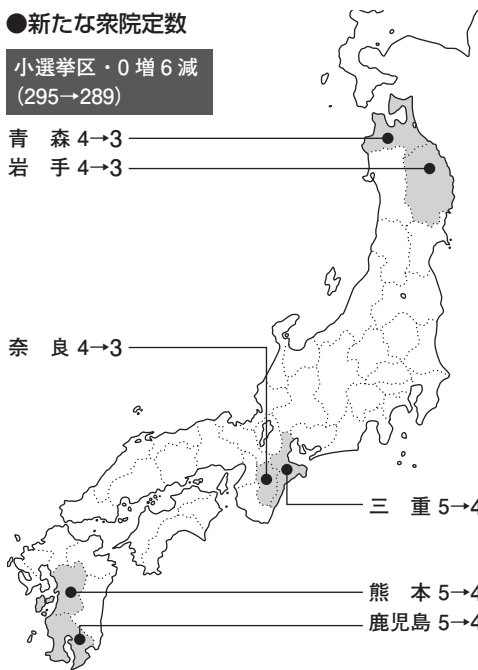
21年

20年大規模国勢調査の結果公表

国勢調査をもとに区割り審が「アダムズ方式」で見直し、公選法改正へ

22年

新たな区割り、定数が確定 第2段階





#### ④ イギリスがEU離脱を決定

ヨーロッパの28カ国でつくる欧州連合(EU)から、離れるか残るかを決めるイギリスの国民投票が6月23日にあり、離脱派が勝ちました。EUは1993年に正式に発足しましたが、加盟国が離脱を決めたのは初めてです。

イギリスは世界第5位の経済大国で、EU離脱の決定は世界に衝撃をあたえました。世界経済が悪くなるかもしれないとの不安から、日本、アメリカ、ヨーロッパで同時に株の値段が下がるなど、市場は動揺しました。……イギリスはEUの中で経済力は2位、人口は3位です。ドイツ、フランスとならぶ主要国として政治的な発言力も大きいイギリスの離脱は、EUの存在感を弱めるおそれがあります。ヨーロッパ各国の反EU政党はいきおいづいており、イギリスと同じように国民投票をすべきだとよびかけています。EUは離脱の動きが他の国に広がらないように警戒しています。

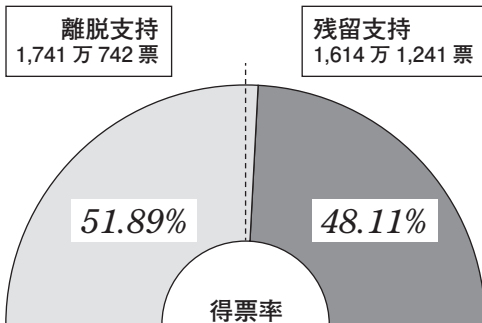
イギリスは近くEUと約2年間の離脱交渉に入ります。しかし、イギリスとEUの関係をどうするか最終的に決まるまで少なくとも7年はかかるといわれています。

キャメロン首相は今年2月、国民投票の実施を発表しました。残留派は離脱すればイギリス経済は大きな打撃を受けるとうたえました。一方、離脱派は、EUに加盟しているせいで移民が大量に流入してイギリス人の仕事がうばわれているとうたえ、自分たちで政策が決められるよう、イギリスの主権を取りもどそうと主張しました。

(『東京新聞』2016.7.9より)

#### ●英国国民投票の結果

投票率：72.2%

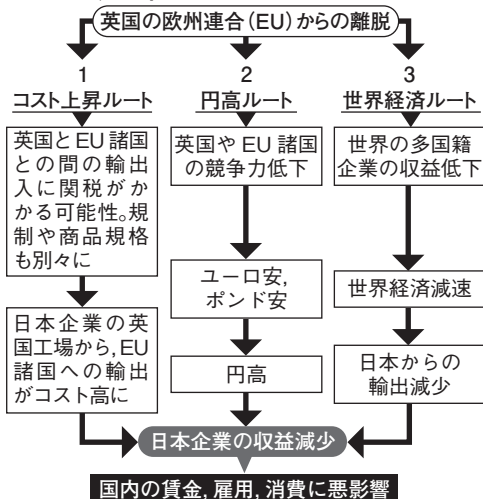


(首席集計官の発表などによる)

Q 英国の離脱は経済にとってまずい？

A 単一市場のEUから出るということは、ヒト、モノ、カネの移動の自由という恩恵と縁を切ること。英国は主な産業に、自動車や航空機などのモノづくりがある。関税が必要になれば、製造業の競争力も弱まる。進出した日本メーカーにも輸出のメリットがなくなる。さらにロンドンが「金融センター」と呼ばれ、たくさんの金融機関が集まる。日本などの金融機関は今後他の国に拠点を移すかもしれない。そうなれば英国通貨であるポンドの存在感も小さくなる。(『東京新聞』2016.6.25)

#### ●日本経済に打撃を与える心配がある 三つのルート



#### ●英国のEU離脱に向けた今後の流れ

16年秋～

英国が離脱の意思を欧州理事会に通知か？

欧州理事会が離脱交渉の方針決定、英国と欧州委員会が交渉開始

18年～

交渉妥結、欧州議会が脱退協定案を承認

18年～(通知から2年間の期限)

欧州議会が脱退協定で合意

18年～(離脱派の目標は20年)

英国がEUから離脱

(注) 期限は現時点の予想、大幅にずれ込む可能性もある

## 5 2016(平成28)年度一般会計歳入・歳出

|            |              | 2016 年度 (A) |            | 2015 年度 (B) |            | 増減                | 伸び率                           |
|------------|--------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------------|-------------------------------|
|            |              | 金額<br>(億円)  | 構成比<br>(%) | 金額<br>(億円)  | 構成比<br>(%) | (A) - (B)<br>(億円) | (A) - (B)<br>(B)<br>× 100 (%) |
| 歳入予算       | 租税及印紙収入      | 576,040     | 59.6       | 564,240     | 56.6       | 11,800            | 2.1                           |
|            | 官業益金及官業収入    | 447         | 0.0        | 439         | 0.0        | 8                 | 1.8                           |
|            | 政府資産整理収入     | 3,049       | 0.3        | 2,918       | 0.3        | 131               | 4.5                           |
|            | 雑収入          | 42,912      | 4.4        | 42,694      | 4.3        | 218               | 0.5                           |
|            | 公債金          | 344,320     | 35.6       | 364,183     | 36.5       | △ 19,863          | △ 5.5                         |
|            | 前年度剰余金受入     | 450         | 0.0        | 22,158      | 2.2        | △ 21,708          | △ 98.0                        |
|            | 計            | 967,218     | 100.0      | 996,632     | 100.0      | △ 29,414          | △ 3.0                         |
| 歳出予算 (目的別) | 1. 国家機関費     | 46,494      | 4.8        | 51,404      | 5.2        | △ 4,910           | △ 9.6                         |
|            | 皇室費          | 61          | 0.0        | 61          | 0.0        | 0                 | 0.0                           |
|            | 国会費          | 1,377       | 0.1        | 1,359       | 0.1        | 18                | 1.3                           |
|            | 選挙費          | 537         | 0.1        | 2           | 0.0        | 535               | 26,750.0                      |
|            | 司法、警察及び消防費   | 15,133      | 1.6        | 15,458      | 1.6        | △ 325             | △ 2.1                         |
|            | 外交費          | 7,460       | 0.8        | 9,244       | 0.9        | △ 1,784           | △ 19.3                        |
|            | 一般行政費        | 13,816      | 1.4        | 17,186      | 1.7        | △ 3,370           | △ 19.6                        |
|            | 徴税費          | 7,964       | 0.8        | 7,946       | 0.8        | 18                | 0.2                           |
|            | 貨幣製造費        | 148         | 0.0        | 149         | 0.0        | △ 1               | △ 0.7                         |
|            | 2. 地方財政費     | 153,700     | 15.9       | 168,942     | 17.0       | △ 15,242          | △ 9.0                         |
|            | 3. 防衛関係費     | 50,659      | 5.2        | 51,822      | 5.2        | △ 1,163           | △ 2.2                         |
|            | 4. 国土保全及び開発費 | 60,718      | 6.3        | 65,136      | 6.5        | △ 4,418           | △ 6.8                         |
|            | 5. 産業経済費     | 27,327      | 2.8        | 32,742      | 3.3        | △ 5,415           | △ 16.5                        |
|            | 農林水産業費       | 14,511      | 1.5        | 17,124      | 1.7        | △ 2,613           | △ 15.3                        |
|            | 商工鉱業費        | 10,124      | 1.0        | 12,720      | 1.3        | △ 2,596           | △ 20.4                        |
|            | 運輸通信費        | 1,886       | 0.2        | 2,006       | 0.2        | △ 120             | △ 6.0                         |
|            | 物資及び物価調整費    | 806         | 0.1        | 892         | 0.1        | △ 86              | △ 9.6                         |
|            | 6. 教育文化費     | 51,505      | 5.3        | 52,495      | 5.3        | △ 990             | △ 1.9                         |
|            | 学校教育費        | 39,239      | 4.1        | 39,775      | 4.0        | △ 536             | △ 1.3                         |
|            | 社会教育及び文化費    | 1,456       | 0.2        | 1,459       | 0.1        | △ 3               | △ 0.2                         |
|            | 科学振興費        | 10,807      | 1.1        | 11,239      | 1.1        | △ 432             | △ 3.8                         |
|            | 災害対策費        | 4           | 0.0        | 23          | 0.0        | △ 19              | △ 82.6                        |
|            | 7. 社会保障関係費   | 324,323     | 33.5       | 327,556     | 32.9       | △ 3,233           | △ 1.0                         |
|            | 社会保険費        | 242,498     | 25.1       | 239,220     | 24.0       | 3,278             | 1.4                           |
|            | 生活保護費        | 29,117      | 3.0        | 28,751      | 2.9        | 366               | 1.3                           |
|            | 社会福祉費        | 30,945      | 3.2        | 36,734      | 3.7        | △ 5,789           | △ 15.8                        |
|            | 住宅対策費        | 1,516       | 0.2        | 1,883       | 0.2        | △ 367             | △ 19.5                        |
|            | 失業対策費        | 247         | 0.0        | 225         | 0.0        | 22                | 9.8                           |
|            | 保健衛生費        | 5,948       | 0.6        | 6,600       | 0.7        | △ 652             | △ 9.9                         |
|            | 試験研究費        | 674         | 0.1        | 750         | 0.1        | △ 76              | △ 10.1                        |
|            | 災害対策費        | 12          | 0.0        | 83          | 0.0        | △ 71              | △ 85.5                        |
|            | その他          | 13,367      | 1.4        | 13,309      | 1.3        | 58                | 0.4                           |
|            | 8. 恩給費       | 3,412       | 0.4        | 3,920       | 0.4        | △ 508             | △ 13.0                        |
|            | 文官恩給費        | 101         | 0.0        | 116         | 0.0        | △ 15              | △ 12.9                        |
|            | 旧軍人遺族等恩給費    | 3,144       | 0.3        | 3,610       | 0.4        | △ 466             | △ 12.9                        |
|            | その他          | 167         | 0.0        | 194         | 0.0        | △ 27              | △ 13.9                        |
|            | 9. 国債費       | 236,121     | 24.4       | 229,070     | 23.0       | 7,051             | 3.1                           |
|            | 10. 予備費      | 3,500       | 0.4        | 3,500       | 0.4        | 0                 | 0.0                           |
|            | 11. その他      | 9,459       | 1.0        | 10,046      | 1.0        | △ 587             | △ 5.8                         |
|            | 計            | 967,218     | 100.0      | 996,632     | 100.0      | △ 29,414          | △ 3.0                         |

(注) 2015 年度は補正後、2016 年度は当初予算。△はマイナス。

(財務省資料より作成)

## 6 天皇陛下、生前退位(讓位)の意向

天皇陛下が生前退位の意向を示されていることが明らかになった。皇位継承について規定する皇室典範は、4条で「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」と明記。生前退位について定めがなく、実現するためには法改正が必要になる。

昨年12月で82歳になった陛下は各種の国事行為のほか、今年5月に皇后さまとともに熊本地震の被災地を見舞うなど、精力的に公務を継続している。太平洋戦争の戦没者を追悼する「慰霊の旅」も続け、国交正常化60周年に際して訪れたフィリピンでも慰霊碑を訪れるなど、国内外の各地に足を運んでいる。

一方、宮内庁は2009年以降、陛下の年齢を考慮し、負担の軽減策を随時実施。今年5月には、昨年1年間に外国賓客との面会などの公務が約270回に上ったことを指摘した上で、皇居で行政機関の長らと会う機会を減らすことなどを新たに発表していた。陛下自身は常に、憲法が定める象徴天皇としての公務を誠実に務めたいとの姿勢を強く示しており、10年の誕生日会見では「これ以上大きな負担軽減をするつもりはありません」と発言。生前退位の意向を示した背景には、天皇として行うべき公務が、高齢化という要因によって制限されてしまうことへの考慮もあったとみられる。

陛下は1989年1月7日に昭和天皇の逝去に伴って即位した。明治時代以降は生前退位による皇位継承は行われていないが、それ以前の歴代天皇においては、生前に皇位を譲ることが多く行われている。

(『東京新聞』2016. 7. 14)

### ●陛下の「お気持ち」表明を受けて

天皇が生前退位の実現に強い思いを示されたことを受け、政府は可能かどうかの検討を本格化させる。皇室典範は逝去以外の皇位継承を想定せず、皇室制

度のあり方にもかかわるため、論点は多岐にわたる見通しだ。立法の方法も焦点になる。

これまで政府は、天皇の地位を安定させることが望ましいとの考えから、生前退位の可能性を否定してきた。過去の国会審議でも、退位による弊害や後を継ぐ天皇との関係など数々の論点が指摘された。

歴史をひも解くと、江戸時代以前は生前退位が珍しくなかったが、退位後に上皇や法皇に就いて「院政」を敷き、影響力を行使して弊害が生じたこともある。現代に同様の事態は起こらないとしても、天皇に退位の意思がないのに外部から譲位を迫られたり、天皇の自由意思によって退位が相次ぐ可能性は想定する必要がある。広く国民の声を聞き、反映させる形を採るため、政府は世論の動向を見極めた上で、議論の場として歴史や皇室制度に詳しい有識者らの会議を設ける見通しだ。

生前退位を認めるなら、新たな地位の呼称や身分、待遇をどうするのかや、公務継続の有無など詰めるべき論点は多い。皇太子さまが即位すれば、皇位継承順位の1位は弟の秋篠宮さまになるため「皇太弟」といった地位を新設するのかも議論の対象。平成に代わる元号も検討課題になる。

政府が生前退位を認めることを決定し、恒久的な制度にする場合は国会で皇室典範の改正が必要になるが、政府関係者は「かなりの部分を直さなければいけなくなる」と指摘。大幅改正は困難との見方もあり、別の選択肢として取りざたされているのが今回に限り適用される特別法制定だ。

特別法は、典範を変えることなく生前退位を実現させるための方法。決着に至らない論点があっても、前例にはしないとの位置づけで意見集約できる可能性は高まる。

(『東京新聞』2016. 8. 9)

### ●生前退位に関する主な論点

| 課 題                 | 論 点                                           |
|---------------------|-----------------------------------------------|
| 退位の理由               | 「崩じたとき」とする皇室典範の規定との整合性                        |
| 退位による弊害             | 今後、天皇の意思に基づかない退位や、強制的な退位が生じないか                |
| 摂政、国事行為臨時代行制度との関係   | 病気などの際の代行制度がある中、生前退位が認められるか                   |
| 陛下の退位後の処遇           | 退位後の呼称や、経済面などの待遇                              |
| 「国政に関する権能」の行使にならないか | 陛下の意向を受けた検討なら、天皇は政治的な権能を持たないとする憲法の規定に反するとの指摘も |

#### 皇室典範のおもな条文

**第1条** 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する

**第4条** 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する

**第16条2項** 天皇が、精神もしくは身体の重患または重大な事故により、国事に関する行為をみづからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く

## 7 伊勢志摩サミット

主要7カ国(G7)首脳会議(伊勢志摩サミット)が5月26日に開幕した。国内開催は2008年の北海道洞爺湖サミット以来8年ぶり。

27日には世界経済の安定化やテロ対策に関するG7の結束を盛り込んだ首脳宣言を採択した。財政と金融、構造改革の三つの政策手段を総動員するG7版「三本の矢」で協調し、世界経済をけん引することを目指した「伊勢志摩経済イニシアチブ」を盛り込んだ。

政治外交分野では、東シナ海や中国による岩礁埋め立てが進む南シナ海に関し、名指しは避けつつも「紛争の平和的管理及び解決の根本的な重要性を強調する」と懸念を表明。1月に核実験を行った北朝

## 8 南シナ海、初の国際司法判断

南シナ海のほぼ全域で中国が主張する主権や権益は国際法に反するとしてフィリピンが求めた仲裁手続について、国連海洋法条約に基づく仲裁裁判所は、中国が独自に引いた境界線「九段線」で囲った海域に歴史的権利があるとの中国の主張は「法的に根拠がない」と判断した。南シナ海問題で国際的な司法判断が下されるのは初めてで、中国の主張は全面的に退けられた。

判断に対する不服申し立てはできず、九段線の主張に法的根拠はないとの判断が確定。判断には法的拘束力があり当事国は結論に従う義務があるが、強制力や罰則規定はない。国連安全保障理事会常任理事国でもある中国が国際司法機関の判断を無視する状況が続けば、国際海洋秩序が危機にひんするとの懸念も出ている。

(『毎日新聞』2016.7.13)

### 九段線

中国が南シナ海のほぼ全域の権益を有する範囲を示すため、地図上に独自に引いた9本の境界線。南沙(英語名スプラトリー)諸島や西沙(英語名バラセル)諸島など、九段線内の島々は中国領と主張している。九段線内の海域についても主権的な権利を主張している。具体的な中身は不明確。1940年代に当時の中華民国政府が引いた11本の境界線を中華人民共和国が引き継ぎ、9本に修正。線をつなぐと南シナ海の大半を囲む形から「U字線」と呼ばれたり「牛の舌」に例えられたりする。

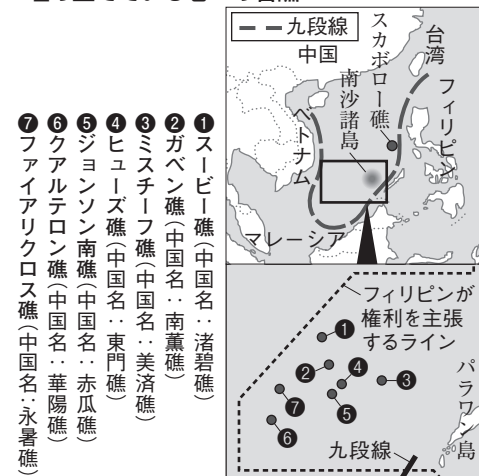
鮮を「最も強い表現で非難」とした。核兵器の不拡散と軍縮がG7の最優先事項の一つと再確認した。

欧州が直面するテロ問題では「国際秩序や全人類に共通する価値・原則への深刻な脅威」との危機感を明記。外国人テロ戦闘員やテロ関連物資の流入を防止する協力を確認した。このほか、財政出動を含む政策対応、難民問題、為替政策などについても宣言でふれた。

さらに、テロ及び暴力的過激主義対策に関する行動計画、腐敗と戦うための行動、サイバーに関する原則と行動、質の高いインフラ投資の推進のための原則、国際保健のためのビジョン、女性の能力開花のための行動指針——の6付属文書も採択した。

(『毎日新聞』2016.5.26.27)

## ●中国が主張する「九段線」と南沙諸島で埋め立てている七つの岩礁



### ●訂正・変更のお知らせ

- ・p.175—③の右下囲み

「法改正に取り組む」は、6月に法改正成立。

- ・p.184—② 地方交付税の説明文3行目

地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1% (平成27年度から)、酒税の50% (平成27年度から)、消費税の22.3% (平成26年度から)、地方法人税の全額 (平成26年度から)とされています。

- ・p.200—①の左下囲み

「水」が誤りで、正しくは「④」